

新型コロナウイルスといじめ問題

——「感染に関わる差別」「感染防止に関わるストレス」といじめとの関連——

阿形恒秀

(キーワード: 新型コロナウイルス, 不安, ストレス, 差別, いじめ)

I はじめに

1. 新型コロナウイルス感染症の発生と対策

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019年12月に中国湖北省武漢市で発生して以降、短期間で全世界に広がった。日本においても、2020年1月に中国から帰国した男性からウイルスが検出され、国内で初めて患者の発生が確認された。その後、感染は拡大し、9月10日現在で累計感染者数は74,083名、死亡者数は1,418名となっている。

政府は感染防止策として、2月27日に、全国の学校に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請、多くの学校が休校措置をとった。3月17日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)を改正し、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とした。そして、4月7日には、東京都・大阪府など7都府県に緊急事態宣言(5月6日まで)を発令し、4月16日には対象区域を全国に拡大した。さらに5月4日には、緊急事態措置を実施すべき期間を延長し5月31日までとした。このような中で、全国の大半の学校が臨時休校延長を余儀なくされた。

緊急事態宣言が解除され、6月に入ると、短縮授業や分散登校を含め、全国の小学校と中学校の99%、高校の96%が学校を再開した。文部科学省は、6月5日に「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を通知し、6月16日には「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『新しい生活様式』～」を示して、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する措置を求めた。

2. 感染に対する不安とストレス

このような状況の中で、「感染に対する不安」や「感染防止対策下のストレス」によって、感染者及び感染地域に対する忌避感情や差別意識が表面化する事態が各地で発生した。具体的には、感染者・感染地域や医療関係者等に対する忌避・差別である。また、国や地方自治体の自粛要請に応じない店舗等に対する攻撃(いわゆる自粛警察)も起きた。

学校においても同様に、児童生徒や保護者の「感染に対する不安」「感染防止対策下のストレス」が高まった。また、学校特有の不安・ストレスも生じた。具体的には、休校による学習の遅れや進路面での不利に関する不安、学習の遅れを取り戻す対応策(夏季休業期間の短縮・授業確保優先)に対するストレス、児童生徒間の身体接触やコミュニケーション等が制限されることによるストレス、学校行事や部活動が縮小・中止されることによるストレスなどである。

そのため、学校現場においては、コロナに起因する学校不適応(学校生活における意欲の低下や不登校)が徐々に表れつつある。また、コロナに起因するいじめも発生している。

そこで、本研究では、「感染に関わる差別」及び「感染防止対策に関わるストレス」といじめ問題との関連を考察し、コロナいじめの防止にあたって留意すべき点を整理する。

II 「感染に関わる差別」といじめ問題

1. 新型コロナウイルスの感染者・感染地域に対する偏見と差別の状況

都道府県別の新型コロナウイルス感染者数を見ると、筆者が勤務する大学の所在地の徳島県は、7月上旬まで

は感染者数は1桁で推移し、岩手・鳥取に次いで少ない数値となっていた。しかし、それゆえに、県内及び県外の感染者・感染地域に対する恐怖・忌避・差別の意識が強まる状況となった。

徳島県内での感染者については、県が居住地区・家族構成・職業等を公表した。地方紙には、感染者が立ち寄った店舗名や乗車した交通機関とその日時等の感染者の行動歴が詳細に報道された。その結果、デマも含め、SNS等で感染者の特定や感染者に対する中傷が横行するようになった。

また、県外の感染者が増加する中で、飯泉嘉門徳島県知事は4月21日に、県内各施設での県外ナンバー車の実態調査を行うことを表明した。その後、他県ナンバー車に対する暴言・傷つけやあおり運転等の嫌がらせが発生した。本学の学生がアルバイト先の駐車場に停めていた自家用車（県外ナンバー）の窓ガラスを割られる事件も発生した。学長は5月11日に、学生・保護者に対する緊急アピールを出し、「学生に何ら落ち度はありません。怖かったです。今も、怖い思いをしているかもしれません。また、やり場のない怒りを感じていることでしょう。」と被害にあった学生の気持ちを慮り、「新型コロナウイルスのため、不安な気持ちになるのはよくわかります。しかし、他人へのリスペクト（尊重）や共感性がなく、ナイーヴな（単純でだまされやすい）正義感に立って、相手を激しく攻撃することは許されません。」と呼びかけた。

高知県の安芸郡芸西村では、3月4日に小学校の児童の感染（高知県で7例目）が判明、村役場や学校に対して児童や家族の住所・氏名・職業の公表を迫る電話がかかり、小学校や自宅にはマスコミが殺到する事態となった。SNSでは別人の名前が感染者として拡散されたり、「芸西の野菜はヤバイ」などの書き込みも見られるようになった。このような心ない言動が相次ぐ中で、3月11日に村役場や県関係機関等による「風評被害対策関係者会議」が開かれた。筆者が委員を務める高知県いじめ問題対策連絡協議会の令和2年度第1回会議（7月21日）では、「新型コロナウイルス感染症による偏見・差別の現状や防止に向けた取組」についても議論が行われた。会議ではリモートで溝淵孝芸西村村長からの報告も行われた。村長は、混乱を避けるため感染児童の家族が村内での発生についての公表を決断して下さったにもかかわらず、その尊厳が傷つけられ生活が脅かされたことを遺憾に思うと述べた。

2. ハンセン病に対する偏見・差別との共通点

このようなコロナ感染に関する無理解・偏見・差別は、ハンセン病に対する無理解・偏見・差別と通底していると言えよう。5月23日に大阪で、一般社団法人部落解放・人権研究所の主催による「『新型コロナ差別を考える』シンポジウム」が開催された。「ハンセン病問題、HIV・AIDS問題の教訓から感染症差別を考える」のパネラーの内田博文九州大学名誉教授は、

- ・官民一体で全国各地で展開された「無らい県運動」で作出・助長された、現代にまで至るハンセン病差別は、それ以前にあったものとは質、量の面で大きく異なった。
- ・患者・元患者及びその家族を「劣位の者」として「下に見る」という差別意識が広がった。しかし、患者を強制隔離し保護することは「良いことだ」という誤った理解の下で、「無らい県運動」に参加する人々が、この差別意識、そして加害者意識を自覚することはほとんどなかった。
- ・新型コロナ禍で生み出された差別としては、感染者及び家族のほか、治療などにあたる医療従事者及びその家族に対する差別、直接差別、間接差別、関連差別などが見られる。感染者を出した学校についても、社会的なバッシングが行われている。
- ・いわゆる「自粛警察」が行っている「非自粛行為」「反自粛行為」に対する「逸脱行動」も、「無らい県運動」の下での「逸脱行動」を彷彿とさせる。国策を下支えしている面があるだけに、加害者意識は乏しく、その抑止は簡単ではない。

と指摘した（内田，2020）。

厚生労働省（2020）によると、「無らい県運動」とは、すべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が1931年に成立し療養所の増床・新設が行われる中で、各県において競って進められた、患者を見つけ出し療養所に送り込む運動である。保健所の職員が患者の自宅を消毒し、患者が人里離れた療養所に送られていく光景は、ハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、偏見や差別を助長していった。1953年に成立した「らい予防法」でも、患者隔離は継続されたが、同法は1996年によく廃止された。さらに、1998年には入所者らによって「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、2001年に熊本地裁で原則勝訴の判決が下された。国は控訴せず、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、補償を行うために「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を作り、家族の名誉回復や人権啓発の強化に取り組むこととなったのである。

このようなハンセン病に対する国の施策や国民の反応に見られた

- ・ 感染に関する無理解と感染への不安（「らい菌」は感染力が弱く感染しても発病することは少ない）
- ・ 入所者や家族に対する忌避感情，家族に対する中傷・嫌がらせ・村八分・就学拒否・結婚差別等
- ・ 「無らい県運動」により患者隔離を進めるための地域住民の「善意」による積極的な監視・通報
- ・ 隔離され自由を奪われた入所者とその家族の苦悩に対する想像力の欠如

等の無理解・偏見・差別の問題は，新型コロナウイルス感染症においても当てはまるものである。だから，特定非営利活動法人のハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（2020）は，「誤った知識や見解による過度な反応は噂を呼び，偏見を生み，差別につながります。私たちはこれらのことをハンセン病隔離政策から学んでいます。」
「ハンセン病の歴史を学ぶことにより，少しでも病気による偏見や差別が和らぐのであれば非常に有り難く，そして私たち一人ひとりが新型コロナウイルス感染症という未知の感染症を正確に知り，正しく行動すれば，それに伴う偏見，差別と人権蹂躪を生まない社会の創造に寄与できる。これがハンセン病回復者と私たちからのメッセージです。」と訴えているのである。

3. コロナ対策に係る首長のメッセージ

コロナ感染拡大の下での首長の対応には，結果的に偏見・差別を助長する方向で影響を与えたケースも見られた。その結果，徳島県や岡山県の知事のメッセージには，ネット上で批判が殺到した。徳島県については，前述したように飯泉知事が県外ナンバー車の実態調査を命じたことに対する批判である。岡山県については，伊原木隆太知事が高速道のパーキングエリアでの県外ナンバーの車の人の検温を行うと表明したことに対する批判である。とりわけ岡山県知事は，「いかに歓迎していないか，警戒しているかを伝え，『マズイところに来てしまったな』と後悔をしていただくようなことになればいいなと思っています。」と発言したことが炎上を招いた。

しかし，一方で，首長の対応が批判ではなく絶賛されたケースもある。島根県の丸山達也知事は，「ここ島根で生まれたそのつながりは，距離に負けるほど弱くはないと思うのです。近いうちに，いつも通り会える日が必ず来ます。」と訴え，遠方に住む県出身者に対して気持ちがより伝わるように方言を用いて，

県東部の出雲地域用「早く会いたいけん，今は帰らんでいいけんね。」

県西部の石見地域用「早く会いたいけえ，今は帰らんでいいけえね。」

というメッセージを出したことが共感を呼んだ。また，岐阜県の高山市長，飛騨市長，白川村長の3人による「現在，飛騨はお休み中です。この新型コロナウイルスが収束した折には，地域を挙げて皆様を歓迎させていただきます。そして，飛騨の魅力を存分に楽しんでいただけるよう，精一杯のおもてなしをさせていただきます。それまで，今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。大変辛く，また失礼なお願いかとは存じますが，ご理解ご協力をいただければ幸いです。」という発信も絶賛された。

いずれも来県の自粛を求めるメッセージであるにもかかわらず，批判されたケースと共感を集めたケースに明暗が分かれたのはなぜだろうか。筆者は，メッセージが，「かかわりたくない」ということを伝えることに主眼を置いているのか，「つながりたい」ということに主眼を置いているのかという違いだと考えている。言い方を変えると，「感染者・感染地域の人々への想像力と寄り添いの姿勢」の有無とも言えよう。炎上ケースの本質は，リーダーが発するメッセージの強弱の問題や言い方の問題ではなく，警戒・拒絶が前面に出て協力・連帯の視点を欠落させたという問題なのである。

イギリスのエリザベス女王は，新型コロナウイルス感染症について国民に語りかけるビデオメッセージを4月5日に発表した(BBC NEWS JAPAN 2020-4-6)。女王は，社会的距離が市民にもたらす「愛する人たちと離れる痛み」は，第2次世界大戦の疎開で家族と離れなくてはならなかった子どもたちの経験を思わせると述べた。「会えない」という苦悩を国民全員で共有することの大切さを訴えたのである。さらに，自粛によるステイホームについても，政府のガイダンスに従い自宅にいる人たちは，自分のその行動によって弱い立場の人を助けており，愛する人を失う苦しみが他の家族に広がらないよう協力しているのだと呼びかけた。

多くの国では，自粛は消極的な「我慢」の問題として受け止められ，それゆえにストレスや不満が溜まり，我が国においても，「自分是我慢しているのに…」という思いから，自粛に応じない個人や店舗等を攻撃する「自粛警察」の社会現象も発生した。また，その対極では，同じく自粛に対するストレスや不満から，コロナ問題を「フェイク」「陰謀」等として感染防止対策を批判・拒否する動きも起きている。我が国においても，コロナはただの風邪だと訴えマスクを着用せずに集会を開き山手線に乗車するなどのイベント等の動きも表面化している。

しかし，エリザベス女王は，自粛という行動が持っている「弱い立場の人を助ける」という積極的意味を示し，

将来、この困難に自分がどう対応したのか振り返ったとき、誇らしく思えるようになることを願っていると話して、誇りをもって自粛する方向性を国民に示したのである。そして、メッセージの最後は、「これからもまだ、色々こらえなくてはならないかもしれません。それでも、今より良い毎日は戻ってくると、それを心の支えにしましょう。友だちにまた会えます。家族にもまた会えます。みなさん、またお会いします(We will meet again)。』と締め括った。

「We will meet again」は、第2次世界大戦中にヴェラ・リンが戦地での慰問コンサートでしばしば歌ったミュージカル曲のタイトルで、イギリス国民は誰もが知っている歌だという(ちなみに、ヴェラ・リンは、エリザベス女王のメッセージの2か月後の6月18日に103歳で亡くなった)。そのことも踏まえた、「またお会いします」という言葉が、どれほど国民を勇気づけたかは想像に難くない。また、「会わない」ではなく「会う」を主眼としたメッセージであるという点における、女王のメッセージと先に紹介した島根県や岐阜県のメッセージの符合が興味深い。

4. 教師の言動が児童生徒・学級に与える影響

このように、「場の方向性を示す者」が発出するメッセージは、良くも悪くも場の構成員に大きな影響を与えるものである。「場の方向性を示す者」とは、国で言えば首相・大統領・国王等、地方自治体では首長、学校では校長、そして学級では担任である。

いじめ問題においても、担任がどのような態度を示すかが極めて重要な意味を持つ。中学2年生の鹿川裕史くんが自殺した1986年の東京都中野区立中学校のいじめ事案では、「このままじゃ生きジゴクになっちゃうよ」という遺書とともに、担任が「葬式ごっこ」に加わっていたことが社会に大きな衝撃を与えた。クラスの生徒たちは、鹿川くんが死んだことにして、黒板の前に鹿川くんの机を置き、「いなくなってよかった」「ごまあみろ」等の「追悼文」を寄せ書きした色紙や牛乳ビンにさした花等を置いた。この寄せ書きに、担任をはじめ4名の教師が加わっていたのである。また、中学2年生の森啓祐くんが自殺した2006年の福岡県筑前町立中学校のいじめ事案では、前年度に担任が森くんを言葉でからかい始めてからクラスのいじめが拡大していった。他にも、授業中のある生徒の間違いに対して、その教材の登場人物名を使って教師がその生徒をからかったことがきっかけとなって、その名前がその生徒のあだ名となりからかいが広まっていった例を筆者は耳にしている。

児童生徒であれ教師であれ、人の尊厳を踏みにじる行為は決して許されるものではないが、特に教師がそのような行為に荷担することは、児童生徒にとっては教師からその行為に問題はないとお墨付きを与えられることになるので、その罪は一層深い。荷担ではなく黙認であっても、お墨付きを与えるという意味では児童生徒に与える影響は同じである。だからこそ、教師は、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、その役割と責任を自覚しなければならず、自身の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払うことが求められるのである(文部科学省, 2017)。

逆に言えば、教師の言動は、いじめを抑止する方向で児童生徒に大きな影響を与えることができるとも言える。学部授業「生徒指導論」での「児童生徒理解に関して、あなたの体験を具体的にあげながら、重要だと思うポイントを述べなさい。」という設問に対して、ある女子学生は次のような経験をあげていた。

その学生が小学生のころ、東北地方から一人の児童が転校してきた。ずいぶんと方言が強かったため、クラスの児童はその転校生をからかい、その児童はすぐに学校に来なくなった。その後、小学5年生になって、親の転勤により、自分が徳島の小学校に転校することになった。彼女は転校生のことを思い出し、「いじめられたらどうしよう」とすごく不安になった。転校初日、やはり彼女の広島弁は驚かれた。そのとき、担任の先生がみんなに、「かっこいいな、広島弁!」と言ったという。それで、空気は一変して、児童たちは「他にも方言を聞かせて」等と温かく受け入れてくれたそうだ。このように、学級集団の雰囲気・文化は、教師のちょっとした一言に良い方向にも悪い方向にも影響を受けるものであり、そこに教職の難しさややりがいがあるのである。

5. コロナいじめの発生

2011年の東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故で、福島県から他県に避難した家族の子どもが、「ばい菌」「放射能がうつる」「福島へ帰れ」等と差別されたり、「賠償金があるだろう」と金品を要求されたりするいじめにあったことは記憶に新しい。これらの原発避難いじめと同質の問題は、コロナに関連しても発生している。

「コロナいじめ」が最初に注目されたのは、千葉県鴨川市のケースである。鴨川市では、中国の武漢市からの帰国者の陽性が確認され市内の病院に入院していることを受け、鴨川市教育委員会が2月4日に市内の小中学校

でアンケートを実施した。その結果、「コロナ（ウイルス）にかかっている」とからかわれたとの回答が小学校で3件、中学校で1件、「友人がコロナウイルスと言われていた」という回答が小学校で1件あった（千葉日報、2020-2-5）。最近では、公益社団法人滋賀県人権教育研究会によると、咳をただけで周囲の子どもたちが非難したり、マスクを装着していない子を避ける等の行動が報告されているという（京都新聞、2020-8-4）。

また、医療従事者やその家族に対する偏見・差別による問題も発生した。医療従事者に対する来店拒否、医療従事者の子どもに対する保育所の預かり拒否等である。日本看護協会に対する相談の中には、「子どもが学校でいじめに遭った」といった事例もあった（毎日新聞、2020-6-19）。

愛媛県の新居浜市教育委員会は、4月7日（緊急事態宣言が発令された日）に市内小・中学校全家庭を対象とした「学校再開に向けた児童生徒及び保護者の状況調査」を実施した。新居浜市ホームページに掲載されている「新居浜市内の小学校における登校自粛要請について（お詫び）」によると、調査項目は

- ① 感染が拡大している10都道府県（北海道、東京都、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、埼玉県、神奈川県、福岡県）及び海外への滞在歴
- ② 各感染拡大地域在住の方との接触（近距離での会話、会食等）
- ③ 家族の現在の体調

であった。この調査に関わって、長距離トラックの運転手を務める保護者から学校に対し、感染拡大地域へ仕事で滞在したり行き来したりしているが体調には問題がないので子どもを登校させてもよいかという問い合わせがあり、学校は市教委に相談した。市教委の担当者は、「今回の出張場所を考えるとリスクが高いのではないかと助言した。これを受けて校長は、長距離トラック運転手の2世帯の子ども3人について、翌日の登校を見合わせることを、帰県後から2週間は自宅で様子を見ることを提案し、保護者は了解した。しかし、この対応に対し、保護者が勤める運送会社の関係者が「運送業の家族は感染リスクが高いとするのは職業差別に該当するのではないかと指摘、翌日、教育長は自宅待機の要請は誤った判断であると認めた。そして、市教委は、行き過ぎたリスク対応により対応の原則を誤ったために4月8日（水）の入学式や始業式への参加ができなくなった児童と家族に謝罪を行った。

このような対応も、一步間違えると、学校現場において、医療従事者の子どもと同様に特定の職業に従事する保護者の子どもに対する忌避感情を強め、結果的にいじめを誘発する危険性があったと言えよう。かつての無らい県運動や、今年のコロナに係る県外ナンバーチェック・検温等の施策が、県民の不安を拡大し偏見・差別の誘因となったことを行政は銘記すべきであろう。

いじめにおいては、そもそも、バイ菌や〇〇菌などの言葉が使われることがよくある。高橋（2018）は、大学生・大学院生210名を対象に行ったいじめに関する質問紙調査に書かれた記述の言語分析を行い、出現頻度の高い上位10項目に、名詞では「菌」（6位）、形容詞では「汚い」（1位）、形容動詞では「不潔だ」（4位）が入っていたことを報告している。これは、現代社会における過剰な清潔志向、抗菌・滅菌文化とも関連しているのかもしれない。さらに、菌が単に細菌・雑菌・病原菌を指すのではなく、排除すべきものという意味を付与する象徴として使われていることを考えると、「健やか」「標準」の枠に収まらない者に対する現代社会の不寛容とも関連しているのかもしれない。

このような背景がある中で発生したコロナウイルスの感染拡大によって、今後、コロナいじめがさらに増加する危険性があることに留意する必要がある。

6. コロナいじめの防止

新型コロナウイルス感染症の説明や感染防止に向けた指導を行うだけでは、コロナいじめの防止にはつながらない。それどころか、それだけではかえって、知事のメッセージが県民の忌避的・差別的反応を引き起こすきっかけとなったことと同様に、児童生徒の不安を強め、偏見・差別・いじめの要因にもなりかねない。

そのような問題意識から、徳島県の小学校に勤務する一宮由果教諭は、日本赤十字社の啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」(日本赤十字社、2020a)を活用した授業実践を行った。この資料



は、第1の“感染症”「病気」と、第2の“感染症”「不安」と、第3の“感染症”「差別」の関連を考えることがテーマである。一宮は、小学校3年の道徳の授業で、道徳科の内容項目C-13の「公正、公平、社会正義」に関連して、「みんなが安心してくらすために、自分にできることを考えよう」をめあてとした授業を行った。そして、日本赤十字社の資料を踏まえて、「病気」にかからないようにするためにはうがい・手洗い・マスク着用・三密回避等が考えられるが、「不安」が大きくなったとき、あるいは「差別」しそうなときにはどうしたらいいかを児童に考えさせた。さらに、ソーシャルディスタンスとされる2mの糸を用いた糸電話の実験を行ったうえで、ソーシャルディスタンス〈距離〉を保ちつつソーシャルボンド〈つながり〉(Travis Hirschi, 1995)を深める方法を児童に考えさせる取組を行った。

コロナいじめ防止のためには、「いかにかわすか」ではなく「いかにつながるか」を主眼にしたこのような教育実践と、先述したように場の方向性を示す立場にある教育委員会・管理職・教師の態度や言動が重要な意味を持つのである。

Ⅲ 「感染防止対策に関わるストレス」といじめ問題

1. 感染防止のための学校教育の制約と児童生徒のストレス

コロナウイルスの感染防止対策によって、学校はおよそ3か月の間、休校を余儀なくされた。さらに、学校再開後も、「身体接触の制限」「集団活動の制限（グループ討議等の取り止め）」「クラブ活動・部活動・学校行事等の縮小・中止」「遊びの制限（ドッジボール・鬼ごっこ・遊具使用等の禁止）」「給食時の制約（前を向いて黙って摂食）」「夏季休業期間の短縮」等の対応がとられた。徳島県のある小学校教諭は、このような措置について、「これでは、やっと学校が始まることを楽しみにしている子どもや、学校に行きたくないけれどがんばって来ている子どもの心に負荷をかけるばかりではないかと思います。一番に考えなくてはならないのは、子どもたちの心のフォローであるべきなのに、感染防止と学習の遅れの取り戻しばかりやっきになっていては、子どもと信頼関係を築くのに時間がかかるのではないかと思います。」と語っている。感染防止対策が結果的に児童生徒のストレスを強めることにも留意する必要があるのである。

「夏季休業期間の短縮」には、授業時間の確保という目的があることは理解できる。しかし、その結果、失われたものもあるだろう。近年、成果主義が学校現場も席捲する中で、効率的な時間マネジメントの考え方にに基づき、できるだけ「無駄」な時間をなくそうとする傾向が見られる。しかし、夏休みにも昼休みや放課後にも、子どもの側にとっては一定の意味があり、「空き時間を有意義なプログラムで埋めていく」発想は、子どもの側からすれば「息つく間もない時間の流れ」に映るかもしれない。実は我々大人もそうであるように、「生き抜く力」は、「息抜く力」に裏打ちされてこそしなやかさを増すものであり、夏休みを「いきぬく力」を育む絶好の機会と考えることも重要な視点である（阿形, 2016）。

文部科学省（2020）が1,811の地方自治体を対象に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学習指導等に関する状況」の調査によると、夏季休業期間の短縮を行わなかった自治体の数は表1のようになっている。多くの地方自治体が短縮を実施した中で、小学校・中学校を設置する地方自治体の約4%は短縮措置をとっていない。東京都三鷹市もその一つである。

島沢（2020）は、「95%の自治体は、コロナでの遅れを取り戻すことを第一に考えているのだろうが、子育てしてきた経験から言えば『夏休み』は子どもが一気に伸びる時間だと思う。」と述べている。そして、「東大生の夏休み」という企画を取材執筆した際の、理学部3年の

男子学生の「学校の勉強はしない夏休みだったけど、五感を鍛えて、からだを鍛えた。学力の源になる貴重な時間だった」という言葉を紹介している。また、三鷹市の中学校教諭に通常通りの夏休みになった理由を尋ねると、「一番は、生徒の負担が大きいからです。無理に夏休みを短縮しても、児童生徒に良い影響を与えるかどうか。そこを考えたら、短縮しないほうがいいとなったようです。」と答えたという。さらに、三鷹市教育委員会指導

表1 夏季休業期間を短縮しなかった地方自治体の数

設置する校種	設置者である自治体	短縮しなかった地方自治体	
小学校	1,733	73	4.2%
中学校	1,763	78	4.4%
義務教育学校	87	1	1.1%
高等学校	154	9	5.8%
中等教育学校	20	0	0.0%
特別支援学校	110	9	8.2%

課に確認すると、昨年度に夏休みを1週間短縮したことや児童生徒の負荷を加味して、前年通りの夏休みとしたということだった。

保護者からは夏休み短縮による授業実施を求める声もあったそうだが、三鷹市教育委員会は校長会等と何度も会議を重ね、前年通りの夏季休業期間を決めたのである。三鷹市は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や小中一貫教育の推進に先進的に取り組んできた地域である。「教育課程の編成」「教育目標・学校経営方針・組織編成・予算の編成及び執行」「施設設備の管理及び整備」などを承認する権限が付与される学校運営協議会の設置に対しては、当初は三鷹市においても消極的な意見もあったという。しかし、権限の付与は「責任の分かち合い」であると考え導入を決定し、実際に運用が始まると、学校運営協議会に参画する地域住民は、学校にとって「耳の痛いことを言う存在」でもあるが、最後は共に学校・地域を考えていく「友人」であることが明らかになってきたという。学校に対する理不尽な苦情や要求に対しても、運命共同体として学校運営協議会の委員が学校と一緒にやって対応したとのことだった（鳴門教育大学・徳島県教育委員会, 2013）。このように、三鷹市には、他の自治体の動きに同調するのではなく、児童生徒のため、学校のため、地域のための独自の施策を積極的に打ち出してきた土壌がある。だからこそ、95%の自治体が当然のように夏休みを短縮する中で、保護者等の要望を受け止めつつも市の主体的判断で、「児童生徒の負担と真の意味での教育効果」という観点から通常通りの夏休みという決断を行ったのだろう。

問題は「夏休みを短縮するかしないか」という点にあるのではない。教育行政や学校に求められるのは、感染防止や学力保障のための学校教育における制約や変更が「児童生徒にどのような影響を与えるのか」を丁寧に検討する姿勢である。感染への不安や学習の遅れへの懸念を抱く保護者等への対応も重要ではあるが、一義的には、児童生徒にとっての意味を軸に検討する見識が求められるのである。

そのような視点は、特別活動等の縮小・中止を検討する際にも必要である。学校における教育活動は、各教科の学習だけではなく特別活動等も法的に位置づけられている。たとえば小学校の教育活動については、学校教育法施行規則第51条に、「小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。」と定められている。そして、小学校学習指導要領第6章には、特別活動として学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事が挙げられ、特別活動の目標として

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

が示されている。「集団」が頻出することからもわかるように、ソーシャルボンド（社会的なつながり）に係る資質・能力を深めることも特別活動の教育目標である。したがって、特別活動等を縮小・中止し各教科の時間の量的確保を図ることが自明の理であるかのように進められる風潮は、教育法令での教育活動の位置づけから考えても問題があると思われる。

児童生徒にとっての特別活動の意味は決して小さくない。柳田國男は、人が「ケ」すなわち日常の生活を過ごす中で、「ケガレ」すなわち日常のエネルギーが枯渇してくる状態になると、「ハレ」すなわち祭りなどの非日常によってエネルギーを取り戻すことが必要となると唱えた。入学式・始業式・遠足・修学旅行・運動会・文化祭等の学校行事も、「ハレ」の祭り・儀式として捉えると、感染防止の措置を講じたうえで可能な限り通常に近いかたちで実施することが、各教科の学習の質的活性化にもつながるのではないだろうか。

2. 児童生徒の不安・ストレスの実相

コロナウイルスの感染拡大と感染防止対策の下での学校生活で、児童生徒はどのような不安・ストレスを感じているのだろうか。

日本赤十字社の啓発動画「ウイルスの次にやってくるもの」では、ウイルスの感染拡大による一次的問題の次に生じる二次的問題は、手を洗っても心の中にひそんでいて流れていかない、ウイルスよりも恐ろしいかもしれない、「恐怖」であるとしている（日本赤十字社, 2020b）。恐怖とは、実像や治療法がわからない感染症への恐怖だけでなく、自分が感染すると「ウイルスが広まったのはあいつのせいだ」と攻撃されること等への恐怖でも

ある。

徳島県の高校に勤務する弘田美和教諭は、コロナ禍の下での心のケアに関するアンケート調査を実施している。2020年8月に勤務校の全学年生徒452名を対象に実施した調査では、「感染への不安があるか」という設問に対し、304名（67.3%）が「ある」と回答している。さらに、「ある」と回答した304名の生徒にその不安の理由について7つの選択肢から3つまで選択させる設問では、表2のような結果となった。

表2 新型コロナウイルス感染症に対する不安

① 重症化すると死亡したり後遺症が残ったりするから	140名	46.1%
② 無症状でも感染している場合があり気づかないかもしれないから	136名	44.7%
③ 感染すると治るまで隔離されるから	66名	21.7%
④ 感染すると登校できず学習がさらに遅れるから	75名	24.7%
⑤ 感染すると個人情報が拡散され噂になるから	124名	40.8%
⑥ 感染すると避けられたり差別されたりするから	125名	41.1%
⑦ その他	17名	5.6%

「①重症化すると死亡したり後遺症が残ったりするから」「②無症状でも感染している場合があり気づかないかもしれないから」を“健康に関する不安”，「③感染すると治るまで隔離されるから」「④感染すると登校できず学習がさらに遅れるから」を“治療に関する不安”，「⑤感染すると個人情報が拡散され噂になるから」「⑥感染すると避けられたり差別されたりするから」を“差別に関する不安”と括ると、コロナに係る生徒の不安の理由は，“健康に関する不安”と並んで“差別に関する不安”が多いことがわかる。「その他」では「徳島に住めなくなる」という回答も見られた。

この調査結果からわかるように、コロナに係る児童生徒の不安やストレスに対処するためには、治療法（ワクチン・治療薬の開発等）の開発や、感染防止策（マスク着用・うがい・手洗い・消毒等）の徹底だけではなく、偏見・差別を乗り越えていく人権教育に取り組むことが必要なのである。

筆者は、ある小学校で、廊下のセンターのラインの右側をはみ出して歩いていた児童に一人の教師が大声で怒鳴りつける場面を見て、強い違和感を覚えたことがあった。学校生活において廊下の右側通行を指導すること自体には問題はない。けれども、他の児童に暴力を振るった場合などは厳しく叱ることが必要だろうが、右側通行を守らなかった程度の行為は激昂してまで指導するほどの問題であるとは到底思えない。そこにあるのは、児童生徒の個々の行為の問題性を吟味することなく、「学校のルールを守らない」という一点において見境なく強権的に指導する「管理教育」に墮落した姿である。学校再開後もコロナの感染がなかなか収束に向かわない中で、筆者は、身体を触れ合う児童生徒、給食時につい友だちと話してしまう児童生徒に対し、教師が管理的に厳しく指導することがないかが気にかかっていた。これらの児童生徒の行為は、感染防止のために自粛させるべきではあるが、言うまでもなくこれらの行為そのものは絶対悪ではなく、むしろ他者との関係性を求めるという点では学校教育において大切に育むべき態度である。にもかかわらず、ルールの徹底した遵守にこだわる教師や感染不安に囚われている教師が感情的に指導するような事態が生じるのではないかと危惧した筆者は、数名の現場の教員に状況を尋ねてみた。すると、やはり、一部にはそのような対応をする教師が散見されるとのことだった。

児童生徒の不安やストレスを増幅させるこのような指導に陥らないためには、教師自身が、自らの内面の過度の不安や、自分のこだわる「秩序」を乱す者への怒りの感情（自粛警察も同質だ）を克服していくことが求められるのである。

3. 児童生徒の不安・ストレスといじめ

学校生活における児童生徒のストレスは、いじめの要因になることがある。文部科学省（2017）は、「いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていること」があるとして、「授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。」と述べている。さらに、「いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。」と指摘している。

これを踏まえるならば、学校はコロナ感染に係る児童生徒のストレスもいじめ加害につながる可能性があることに留意する必要がある。と同時に、そのストレスの軽減・解消に向けた指導も重要となる。人間関係におけるストレスについては、グループワークによる集団づくりの実践等が考えられるだろう。そして、できるならば、「協力」「相互理解」「合意形成」等をテーマとした一般的なワークだけではなく、先に紹介した一宮の実践のようなコロナ問題に即した授業のほうがより教育的効果を期待できるだろう。

阿形（2015）は、人権教育の普遍化・一般化の流れの中で、「人権教育を巡る言説が、『人の優しさ』『思いやり・気配り』などの、異議を挟む余地のない一般的な理想論に陥り、人間関係のリアリティからかえって遠ざかっていくという課題にも我々は直面しているように思える。」と指摘している。コロナをめぐる現状においては、一定の不安やストレスを感じるのは当然であり、ストレス・マネジメントやアンダー・マネジメント等の心理主義的ロジックだけでその軽減・解消を図ることは難しいのではないと思われる。また、問題が自身の人生観や価値観との関連の中で意味あることとして受けとめられない限り、問題の「わがこと化」「自分ごと化」は実現しない。だから、人権教育における「差別の実態に学ぶ」という知恵、教育相談における「児童生徒の事例に学ぶ」という知恵に倣って、コロナ問題についても、コロナウイルス感染に係る具体的状況を踏まえた指導を模索することが重要となってくるのである。そして、それがコロナいじめの予防にもつながっていくのではないだろうか。

IV おわりに

コロナウイルス感染防止のための対策として、密閉・密集・密接の三密回避という言葉が社会に広まった。しかし、三密には別の意味もある。成田（2020）は、三密とは「仏教で、仏の身、言葉、心の三つ」であり「人間の理解を超えているので密と呼ぶのだという」と述べ、「避けなければいけないと教わった『三密』は、避けることも忘れることもできない人間の本質そのものなのである。」と指摘している。学校教育においても、現在の状況は、コロナウイルスの感染防止の対策論だけではなく、コロナウイルスの感染拡大の中で我々が直面せざるをえなくなった現代社会の諸問題に関わる人間論を考える機会となるかもしれない。今こそ、身体の問題、コミュニケーションの問題、そして自身の内面の問題という「三密」と向き合うということである。

鳴門市・鳴門市教育委員会・鳴門市人権教育推進協議会主催の2020年度の鳴門市人権地域フォーラム「『ひとごと』から『わがこと』へ～自分をみつめ、語り、人と人がつながる人権学習～」では、中学校3年生の「新型コロナウイルス感染症による差別」という作文が紹介された。この生徒は、

新型コロナウイルスによる差別問題で、自分は誹謗中傷などはしないにしても、「差別」と同じ行動をとってしまったのではないかと思うことがありました。それは、新型コロナウイルス流行地域の県外ナンバーの車を見かけると、新型コロナウイルスが持ち込まれているような気がして、正直来ないでほしいと思ってしまったこと、マスクをしていない人や咳をしている人に冷たい視線を向けてしまったこと、新型コロナウイルスにかかった人の個人情報に気がなり、うわさ話に耳を傾けてしまったこと。これは、大切にしていると思っていた人権や個性を無視した恥ずかしい行動だったのではないかと反省しています。

と書いている。建前の理想論ではなく、自身の内面の弱さと正面から向き合った言葉である。生徒はさらに、5月の下旬に高齢者施設で働いている母が高熱を出しました。時期が時期なだけに新型コロナウイルス感染症だったらと思うと、母の体調も心配でしたが、差別を受けてしまうのではないかと不安になりPCR検査を受けないでほしいと思ってしまいました。幸い、母の高熱はすぐに下がり元気になりました。本当に悪いのは新型コロナウイルスであって、かかった人ではありません。（略）差別をなくし人権を守ることが、世界のコロナ危機を乗り切ることに繋がっていくと思います。コロナ危機の中で、私たちは差別だけでなく、多くの医療従事者の人々の優しさや温かさに触れる場面もたくさんあったことを知っています。人々が互いに思いやり、みんなで協力して、新型コロナウイルス感染症と戦っていくべきだと思います。

と述べている。この文章は、この生徒が真摯に自己内対話を重ねる中で紡ぎだされたものであるとともに、「本音で語り合う」ことを大切にされた徳島県における同和教育・人権教育の文化の中で生まれてきたものであるように思える。自身の内面にも潜む人の世の「冷たさ」を直視したうえで、人の世の「熱」と人間の「光」への希望を訴えるメッセージだと筆者は受けとめた。

先に紹介した小学校教諭の一宮は、今年度、地域の高齢者との交流学习を展開することを計画していたが、コ

コロナ感染防止のため、直接の交流はできなくなった。そこで、感染すると重症化する可能性が高いことに不安を感じ、地域のさまざまな行事も中止になる中で寂しい思いをしている高齢者の方々とつながるために、「対面」の取組ではなく「遠隔」の取組として、児童が高齢者に「ハートを添えたお手紙」を届ける活動を行った。手紙には、以下の説明文と、子どもたちのメッセージ・イラストと、フウセンカズラの種が同封されている。

今年は格別に残暑が厳しいようですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。〇〇小学校2年生担任の〇〇、交流担当の一宮と申します。今年は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、地域の方との交流や校外学習など、子どもたちが楽しみしている行事や学習が思うようにできない状態が続いております。本来であれば、地域の皆様に様々なことを教えていただいたり、一緒に活動したり体験したりすることで、たくさん思い出や深い学びがあることを考えると、残念でなりません。そこで、地域の方と間接的にでも触れ合う方法を子どもたちと相談し、風船かずらの種をプレゼントしようと考えました。丸い種にハートマークの入ったとてもかわいらしい種です。「いつか、また会える日を楽しみに。」「はなれていても、心はつながっているよ。」そんなおもいをこめて作りました。(略) また、ご一緒できる日を心待ちにしております。残暑なお厳しき折、くれぐれもご自愛くださいませ。

「また、ご一緒できる日を心待ちにしております。」は、「We will meet again.」と同じ意志・願いである。

WHO（世界保健機関）は、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）という言葉が感染拡大の下での人と人のつながりの大切さを見落とす恐れがあるので、フィジカル・ディスタンス（身体的・物理的距離）と言い換えることを推奨している。コロナいじめを防止するという観点も踏まえてコロナに係る指導を考えるならば、うがい・手洗い・マスク着用・三密回避等の感染防止策に関する指導だけではなく、児童生徒が自身の不安・ストレスについて考え、ディスタンスを保ちつつポンド（つながり）を強め広める在り方に思いを馳せるような人権学習を展開することが、今後ますます重要になってくるだろう。

「マスクした 顔しか知らぬ 友多し 素顔を見たき コロナ禍の夏」

徳島のある中学生が作った短歌である。感染防止対策は重要だが、児童生徒は、「顔の見えるつながり」を求めているのである。

<付記>

本研究はJSPS 科研費 20K02914 の助成を受けたものです。

【文献】

- 阿形恒秀 2015 理想は「行く方を照らす星」 徳島教育通巻第1166号
- 阿形恒秀 2016 夏休みの積極的意義 月刊生徒指導第46巻第10号 学事出版
- ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 2020 私たちからのメッセージ ―新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者や関係者への誹謗中傷について― ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 HP
<https://www.hansen-wh.jp/news/374/>
- 厚生労働省 2020 中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」：生徒用
- 文部科学省 2017 いじめ防止等のための基本的な方針（全面改定）
- 文部科学省 2020 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について
- 日本赤十字社 2020a 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
- 日本赤十字社 2020b ウイルスの次にやってくるもの
<https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4>
- 島沢優子 2020 「コロナでもいつもの夏休み」を決めた「5%の学校」が考えたこと
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/74549>
- 高橋知己 2018 いじめの実態 高橋知己・小沼豊 いじめから子どもを守る学校づくり 図書文化
- 成田悠輔 2020 人間とウイルス共依存 徳島新聞2020-7-23
- 鳴門教育大学・徳島県教育委員会 2013 徳島県における今後の人口減少社会に対応した教育の在り方研究（最終報告書）

Travis Hirschi 著, 森田洋司・清水新二訳 1995 非行の原因 — 家庭・学校・社会のつながりを求めて — 文
化書房博文社

内田博文 2020 ハンセン病差別と新型コロナ禍差別 部落解放・人権研究所 HP

https://blhrri.org/user_pdf/topics/20200527100305_1.pdf

New Coronavirus and Bullying Problem

- Relationship between “discrimination related to infection”, “stress related to prevention of infection” and bullying -

AGATA Tsunehide

The new coronavirus infectious disease (COVID-19) has spread worldwide in a short period since its outbreak in China in December 2019. In Japan, the first outbreak of a patient was confirmed in January 2020, and the infection spread thereafter.

The government demanded temporary closure of schools nationwide to prevent infection. The emergency declaration was lifted in June and many schools were reopened. MEXT called for measures to reduce the risk of infection and its spread in schools.

Under such circumstances, “anxiety about infection” and “stress on measures to prevent infection” have caused a situation in which repulsive feelings toward the infected person and the infected area and a sense of discrimination have surfaced.

At school as well, anxiety and stress among children and parents about COVID-19 increased. There were also anxieties and stress peculiar to schools, such as “anxiety about delay in learning”, “stress due to restriction of physical contact and communication between children”, “stress due to reduction or suspension of school events and club activities”.

Therefore, school maladjustment due to corona is gradually appearing. Bullying due to anxiety and stress has also occurred.

The behavior of teachers has a great influence on the atmosphere of children and classes. That’s why, in order to prevent Corona bullying, teachers must be aware that “bullying is absolutely unacceptable” and be aware of their roles and responsibilities.

In addition, just explaining COVID-19 and giving guidance to prevent infection can further intensify the anxiety of children and may cause prejudice, discrimination, and bullying. In order to prevent corona bullying, it is necessary to practice education focusing on “how to connect” rather than “how to avoid.” It is also important to study human rights to think about how to strengthen and spread social bonds while maintaining social distance.